Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

令和4年2月24日 中部地方整備局 建 政 部

建築基準適合判定資格者の処分について

中部地方整備局長は、令和4年2月24日付けで建築基準適合判定資格者に対し、建築基準法 (以下「法」という。)第77条の62第2項に基づく業務禁止の処分を行いましたので、お知ら せいたします。

詳細は、別紙のとおりです。

※建築基準適合判定資格者

法の規定に基づき、建築基準適合判定資格者検定に合格し、国土交通大臣の登録を受けた者。

【配布先】 中部地方整備局記者クラブ

【問い合わせ先】

中部地方整備局 建政部 住宅整備課長 小林真大 (内線 6181)

建設専門官 大石晴義 (内線 6182)

電話:052-953-8574

別紙

●建築基準適合判定資格者の処分

【処分事由の概要】

三重県内1件の建築物の計画の確認審査において、当該建築計画の敷地は、法第43条第1項の規定が適用され法第42条第1項に規定する道路に2m以上接しなければならないにもかかわらず、当該建築計画の敷地に接する道路は法第42条第1項に規定する道路に該当しないことを見過ごし、確認済証を交付させた。

【処分日】 令和4年2月24日

【資格者】 岡隆夫(登録番号:第6294号)

【処分内容】 業務禁止 10日(令和4年3月24日から令和4年4月2日まで)

この業務禁止の期間中に行えない行為は、建築基準適合判定資格者としての全ての行為とする。